



## まちづくり条例で公園を「まちづくりに貢献する広場」に

～住民がつくった「公園育て計画」を区が認定、公園を拠点としたまちづくりへ～

と き 10月6日(水)

と ころ 練馬区立みんなの広場公園(約3680㎡、石神井町8-41-2)

今春開設された区立みんなの広場公園の周辺住民がつくった、この公園独自の管理や利用のルールを定めた「公園育て計画」が区に認定され、6日、区から提案した周辺住民でつくるまちづくり協議会に、認定を証する書類が手渡された。

まちづくり協議会ではこの計画に基づき、球技なども楽しめる広場をもつこの公園の特徴を活かして、遊びやスポーツ教室活動などを中心に、地域のまちづくりに資する事業や、公園の清掃や見回り活動などを行っていく。

同公園の用地は、公園開設前から住民に長年親しまれ、地域のシンボルとなっていた。しかし区立公園となると、サッカー等の球技は通常禁止となるなど、それまでの使い方を変える必要があることから、住民自らが公園の利用ルールや安全確保策などを取り決め実行することで、一定の範囲内で球技等での利用も可能とし、この公園を「みんなで力を合わせてまちづくりに貢献する広場」として活用するとして計画をまとめ、練馬区まちづくり条例の「施設管理型地区まちづくり」制度により、今年8月に区に提案していた。その後区は、都市計画審議会部会の意見を聞くなどして内容を審査し、9月30日に初の「施設管理型地区まちづくり計画」として認定した。



区から認定書類を受け取った協議会の皆さん



みんなの広場公園

### 【練馬区まちづくり条例「施設管理型地区まちづくり」について】

周辺住民や利用者が主体となって、公園、緑地等の施設の管理・利用に関する事項を定め、地区におけるまちづくりを推進することができる制度。

周辺住民等で構成する「施設管理型地区まちづくり協議会」が、他の住民・利用者の意見を広く聞き、施設の管理者・所有者等の合意を得て、施設の管理・利用に関する事項を定めた「施設管理型地区まちづくり計画」を区に提案する。提案を受けた区は、都市計画審議会まちづくり提案部会の意見を聴き、定められた審査基準やその施設の管理運営に係る関係機関等と協議会の協議状況に基づきその内容を判断し、計画を認定し公表する。協議会、区、施設の管理者は、相互に協力して、認定された計画の実現に努めることとなっている。

### 【まちづくりの経緯について】

この公園の用地は、私有地であった昭和46年から地域住民が利用し、平成7年に公園用地として区が取得後も、区と住民が協定を結び、地域活動や児童らのスポーツ活動などに使われ、「サッカーゴールのある広場」として、児童らに親しまれてきた。

この広場が平成21年度に都市計画公園として整備されることになり、区は地元の要望を受けてグランド状の広場を中心とした公園を計画。一方住民側は、住民・利用者主体で児童の球技や地域活動の場として公園を活用する方策の検討を始め、平成20年8月にこの公園の管理や安全確保の活動を行う「NPO法人公園づくりと公園育ての会」を設立。同11月に区から「施設管理型地区まちづくり協議会」の認定を得て、区の担当課と協議を重ねて「公園育て計画」を取りまとめ、今年8月2日に「施設管理型地区まちづくり計画」として区に提案した。

なお、公園自体は今年4月に開設され、協議会の呼びかけに応じた住民・利用者が、清掃活動や自主的な見回り・見守り活動を、計画の認定に先立って始めている。

### 【練馬まちづくりセンターについて】

「練馬区まちづくり条例」に基づき、平成18年4月に区民のまちづくり活動の支援などを目的に開設。同条例に基づく「まちづくり協議会」への支援を行うほか、区民向けにまちづくりに関する情報提供や講座、イベントなどの実施、様々なまちづくり活動に対するアドバイスや助成等の事業を行っている。

今回の取り組みでは、周辺住民からの相談を受け、「施設管理型地区まちづくり」制度の活用を区と住民に提案し、まちづくり協議会による計画案の作成や地域での合意形成活動、協議会と区の関係課との協議等を支援した。